

# 土庄町農業委員会会議録

令和4年12月20日

## 出席委員

岡本 孝幸	中黒 哲也	森田 嗣洋	平岡 久義	三村 康
佐伯 孝夫	下地 芳文	田中 保久	森 和志	石井 正樹
榎木 通廣	中野 博喜	小畑 良弘		

## 欠席委員

## 事務局

事務局 堂山 真由美

開会時刻 13時15分

場所 土庄町中央公民館 2F 中会議室

(議 長)

ただいまから、12月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

本日は、付議事項として3議案あります。議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます、岡本委員、中黒委員よろしく申し上げます。

それでは議案第1号「農地の権利移動承認について」の審議に入ります。事務局からご説明いたします。

(事務局)

議案書、ページ、審査書を基に説明。

(議 長)

まず、議案第1号第25番について、担当の榎木委員よりご説明をお願いします。

(榎木委員)

申請番号25番についてご説明いたします。譲渡人はかなり前から島外へ出られており、どうにか農地を利用してもらえないかとの話から今回の申請に至ったそうです。譲受人については、ずっと耕作をされているため問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(議 長)

ありがとうございました。ただいまの申請番号25番の案件について、質疑等何かありましたらよろしく申し上げます。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第25番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第25番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして申請番号26番について、担当の小畑委員よりご説明をお願いします。

(小畑委員)

申請番号第26番についてご説明します。譲渡人は3年前に豊島に移住しました。譲渡人の方が耕作しないので、もらってくれないかとの話から今回の申請に至ったそうです。譲受人は、みかん等の果樹や野菜を作るそうです。特に問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。ただいまの申請番号26番の案件について、質疑等何かありましたらよろしくをお願いします。

(三村委員)

譲渡人は、3年前に移住したとのことだが、申請地は3年前に購入し所有したのですか。

(小畑委員)

当時購入した家とともに購入したとのことです。

(議長)

他に無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第26番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第26番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして申請番号27番について、担当の岡本委員よりご説明をお願いします。

(岡本委員)

申請番号第27番についてご説明します。譲渡人の息子さんに会いました。現地は、すでに野菜が栽培されていました。畑についてはこれから手を加えると思いますが、聞取りを行った結果、特に問題ないと思われしますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

(議長)

ありがとうございました。ただいまの申請番号27番の案件について、質疑等何かありましたらよろしくをお願いします。

(石井委員)

野菜でこの金額が儲かると思えないです。

(中黒委員)

農地所有適格法人として農地を取得するのであれば、その法人が農業を行うべきだと思います。何か理由があるのか知りたいです。個人が所有している農地を個人に貸せばいいのではないかと思います。確認してからでも遅くないのではないかと思います。

(小畑委員)

農地を貸すのであれば、いくらで貸すのですか。

(浜専門員)

これから決めることなので、まだ決まっていません。

(議 長)

金額でいえば少額だと思われます。

皆さんから疑義があったため申請番号 27 番については、一旦保留とさせていただきます。

続きまして議案第 2 号「農用地利用集積計画（中間管理）の承認について」事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第 2 号第 12 番～14 番について、担当の下地委員よりご説明をお願いします。

(下地委員)

申請番号 12 番～14 番についてご説明いたします。現地に参加しましたが、土地そのものは山林化しておらずすぐにでも使える農地でした。中間管理機構を通してオリーブを栽培すると聞いております。特に問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いしま

す。

(浜専門員)

補足いたしますが、譲受人は以前よりオリーブ栽培を行っております。貸付人については、全員より同意をいただいております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議 長)

説明のありました 12 番～14 番の案件について質疑に入りたいと思います。何かございましたらよろしく願いいたします。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 2 号第 12 番～14 番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 2 号第 12 番～14 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして申請番号 15 番について、担当の石井委員よりご説明をお願いします。

(石井委員)

申請番号第 15 番についてご説明します。譲渡人の方は、一人暮らしで高齢なこともあり、農作業ができないということで休耕地となっておりました。譲受人の方は、果樹や野菜を栽培しています。特に問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。ただいまの申請番号 15 番の案件について、質疑等何かありましたらよろしくお願ひします。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 2 号第 15 番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 2 号第 15 番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議 長)

続きまして議案第 3 号「青年等就農計画認定申請（変更）について」事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議 長)

ただいま説明のありました案件につきまして、これより質疑に入ります。何かございますか。

質疑がないようですので、決議に移ります。

議案第 3 号について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第3号について、原案のとおりご承認いただきました。

協議・報告事項は、以上です。

皆さまから何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日はありがとうございました。

閉会時刻 14時00分

議事録署名人 議長 濱中 紀仁

議事録署名人 岡本 孝幸

議事録署名人 中黒 哲也